

御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱

平成27年3月26日

教育委員会要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、御宿町の次代を担う子供の育成を図るため教育プログラムの実施及び海外留学に対する経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象及び対象経費)

第2条 助成金の交付対象及び対象経費は、次のとおりとする。

	対象	実施内容	対象経費
教育プログラム	町内の小学生及び中学生を対象とした教育プログラムを実施する団体	各種教育プログラム	講師派遣に係る経費 (報酬、旅費等) 資料作成等に係る経費 (消耗品費、印刷製本費等)
	町内の小学生及び中学生を対象とした国際交流事業を実施する団体	国際交流事業	その他町長が必要と認めるもの
海外留学	町内に住所を有する中学生、高校生、大学生で海外留学出発時に中学校、中等教育学校（前期課程）、又は特別支援学校（中等部）高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、又は専修学校（高等課程）、大学、専修学校（専門課程）に在籍している生徒又はその保護者で町内に	語学研修や国際交流のために、諸外国の中学校、高等学校、大学等、又は語学研修所等における学習や国際交流会等への参加	7日以上の海外留学に係る渡航費、宿泊費 国際交流会等への参加に係る渡航費、宿泊費、参加費 その他町長が必要と認めるもの

	住所を有する者		
--	---------	--	--

(助成額等)

第3条 助成金の金額は、前条の対象経費の3分の1以内とし、100,000円を上限とする。
ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てる。

2 助成金の交付回数限度は、当該年度において1回とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育プログラム及び海外留学を実施する15日前までに、御宿町教育プログラム・海外留学助成金交付申請書（別記第1号様式の1又は第1号様式の2）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

	添付書類
教育プログラム (別記第1号様式の1)	(1)実施計画書 (2)収支予算書 (3)第2条に規定する費用を証明する書類の写し
海外留学 (別記第1号様式の2)	(1)海外留学が決定若しくは内定していること又は応募済みであることを証明する書類の写し (2)海外留学の内容、日程を証明する書類の写し (3)海外留学へ参加する生徒の在学証明書 (4)第2条に規定する費用を証明する書類の写し

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、御宿町教育プログラム及び海外留学助成審査委員会の意見を聴いて助成の可否を決定し、助成金の交付を決定したときは御宿町教育プログラム・海外留学助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成金の交付をしないことを決定したときは御宿町教育プログラム・海外留学助成金不承認決定通知書（別記第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

(変更等の承認申請書)

第6条 助成金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、教育プログラムや海外留学の内容等に重要な変更を加えようとするときは、御宿町教育プログラム・海外留学助成金変更（中止）承認申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(審査委員会)

第7条 第5条に規定する御宿町教育プログラム及び海外留学助成審査委員会委員は、副町長、教育長、総務課長、企画財政課長、教育課長とし、町長が委嘱し町長の諮問に応じ教育プログラム及び海外留学助成金の可否を審査して、意見を町長に具申する。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、教育長をもって、また副委員長は総務課長をもって充てる。

- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(結果報告)

第8条 助成金の交付決定者は、事業及び海外留学終了後、速やかに御宿町教育プログラム・海外留学助成金実施報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

	添付書類
教育プログラム	(1)実施報告書 (2)収支決算書 (3)第2条に規定する費用を証明する書類の写し
海外留学	(1)語学学習や国際交流会等への参加を証明する書類 (2)第2条に規定する費用を証明する書類の写し

(助成金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による結果報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、御宿町教育プログラム・海外留学助成金交付確定通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により確定した助成金の交付を受けようとするときは、御宿町教育プログラム・海外留学助成金交付請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第11条 町長は、特に必要があると認めたときは、助成金を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により概算払による助成金の交付を受けようとするときは、御宿町教育プログラム・海外留学助成金概算払交付請求書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

(助成金の取消)

第12条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により、不当に助成金の交付を受けようとしたことが判明したときは、交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第13条 町長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(庶務)

第14条 助成金交付の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

御宿町教育プログラム助成金交付申請書

御宿町長

申請者 団体名
住 所
代表者名 印
連絡先

御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けたく御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱第 4 条の規定により関係書類を添えて、下記の通り申請します。

1 交付を受けようとする助成金の額 円

2 添付書類

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 交付要綱第 2 条に規定する費用を証明する書類の写し

御宿町海外留学助成金交付申請書

御宿町長

申請者 氏 名

印

申請者 (保護者)	ふりがな 氏 名		生年 月日	年 月 日	海外留学 をする者 との続柄
	住 所		電話	自宅 携帯	
海外留学 をする者	ふりがな 氏 名		生年 月日	年 月 日	
	住 所		電話	自宅 携帯	
	在籍学校 学 年			第 学年在学中	
海外留学 等の 内容	①留学等の期間		年 月 日～	年 月 日	
	②留学先等	国名 学校・教育機関名 所在地 居住・滞在予定地 滞在形態（ ホームステイ ・ 学生寮 ・ その他 ）			
	③取扱い団体、留学 プログラム名等				
	④参加費用	円			
添付書類 (1) 海外留学が決定もしくは内定していること又は応募済みであることを証明する書類の写し (2) 海外留学の内容、日程を証明する書類の写し (3) 海外留学へ参加する生徒の在学証明書 (3) 交付要綱第2条に規定する費用を証明する書類の写し					

様

御宿町長

御宿町教育プログラム・海外留学助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました御宿町教育プログラム及び海外留学助成金について下記のとおり交付決定しましたので、御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 助成金の交付決定額 円

2 対象 教育プログラム 海外留学

3 交付の条件

- (1) 教育プログラム及び海外留学の内容、経費の配分、又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 教育プログラム及び海外留学の中止等をする場合においても町長の承認を受けること。
- (3) 教育プログラム及び海外留学が予定の期間内で完了しない又は遂行が困難となった場合には速やかに町長に報告して、その指示を受けること。

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

御宿町長

御宿町教育プログラム・海外留学助成金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました御宿町教育プログラム及び海外留学助成金について、下記のとおり助成金の額を確定したので、御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-----------|---------|------|
| 1 | 対 象 | 教育プログラム | 海外留学 |
| 2 | 助成金の交付確定額 | | 円 |

第5号様式（第8条関係）

御宿町教育プログラム・海外留学助成金実施報告書

平成 年 月 日

御宿町長

申請者 住 所
(所在地)

氏 名 印
(名称・代表者)
連絡先

年 月 日付けで助成金の交付決定を受けた御宿町教育プログラム及び海外留学について、御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり結果を報告します。

添付書類

1 教育プログラム

- (1) 実施報告書
- (2) 収支予算書
- (3) 交付要綱第2条に規定する費用を証明する書類の写し

2 海外留学

- (1) 学習や国際交流会等への参加を証明する書類
- (2) 交付要綱第2条の費用を支払ったことを証明する書類の写し

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

御宿町長

御宿町教育プログラム・海外留学助成金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました御宿町教育プログラム及び海外留学助成金について、下記のとおり助成金の額を確定したので、御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-----------|---------|------|
| 1 | 対 象 | 教育プログラム | 海外留学 |
| 2 | 助成金の交付確定額 | | 円 |

第7号様式（第10条関係）

御宿町教育プログラム・海外留学助成金交付請求書

年 月 日

御宿町長

申請者 住 所
(所在地)
氏 名 印
(名称・代表者)
連絡先

年 月 日付けで額の確定があった助成金を御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|----------|---------|------|
| 1. 対象 | 教育プログラム | 海外留学 |
| 2. 交付確定額 | | 円 |
| 3. 既交付済額 | | 円 |
| 4. 今回請求額 | | 円 |
| 5. 振込先 | | |

金融機関名	銀行 組合 農協 本・支店								
預金口座	普通・当座	口座番号							
(フリガナ) 名義人									

第8号様式（第11条関係）

御宿町教育プログラム・海外留学助成金概算払交付請求書

年 月 日

御宿町長

申請者 住所
(所在地)
氏名
(名称・代表者)
連絡先

印

年 月 日付けで額の決定があった助成金を御宿町教育プログラム及び海外留学助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|-----------|---------|------|
| 1. 対象 | 教育プログラム | 海外留学 |
| 2. 交付決定額 | | 円 |
| 3. 概算払請求額 | | 円 |
| 4. 振込先 | | |

金融機関名	銀行 組合 農協								本・支店
預金口座	普通・当座	口座番号							
(フリガナ)									
名義人									